

東久留米市職員研修業務委託プロポーザル審査基準

評価項目	評価の視点	配点	
		第一次審査	第二次審査 (プレゼンテーション)
職員研修業務全体に対する考え方	・東久留米市人材育成基本方針を踏まえた内容であるか。 ・本業務に係る実施方針、方法が具体的且つ実現性があるか。	10点	8点
講師の能力・実績	・各研修ごとに適した研修実績、経歴及び能力を有する講師を選定・配置できるか。 ・各研修ごとに適した講師を豊富な人材の中から選定可能か。	20点	16点
コーディネーターの能力・実績	・研修の企画または実施にあたり必要な能力を有するか。 ・研修の企画または実施にあたり豊富な実績や高い評価を有するか。	20点	16点
業務の実施体制等の妥当性	・業務全体を円滑に進められる執行体制及び工程計画となっているか。 ・講師が事故等により登壇できなくなった場合やその他に不測の事態等が発生した場合におけるバックアップ体制が確立されているか。	20点	16点
研修の企画・実施に係る提案の有効性	・公務の実態に即した実践的な内容となっているか。 ・社会情勢の変化や国・地方公共団体等の最新動向を踏まえた提案となっているか。 ・既存の内容や手法にとらわれず、より効果的な研修を実施する観点から最適な内容や手法が提案されているか。	30点	24点
見積価格	配点（20点）×（最低提案価格÷提案価格）※	20点	
評価点（小計）		120点	80点
総評価点（委員一人当たり）		200点	

※：最低提案価格→各提案者の見積価格のうち最も低い価格のもの。提案価格→各提案者の見積価格。